

小牧岩倉衛生組合使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 8 年 3 月 9 日

小牧岩倉衛生組合
管理者 小牧市長 天 野 正 基

小牧岩倉衛生組合条例第 1 号

小牧岩倉衛生組合使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

小牧岩倉衛生組合使用料及び手数料条例（平成26年小牧岩倉衛生組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1土地の項中「950」を「990」に、「85」を「88」に改め、備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

4 使用料の額が100円に満たないときは、100円とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。